

- (1) 採用した人材が1ヵ月を経過する当月末日を支払期日とする。
- (2) 1ヶ月未満で退職をした場合、上記報酬を全額返すこととする。
- (3) 3ヶ月未満で退職をした場合、上記報酬を半額返すこととする。